

## 令和3年度 第5回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年8月10日（水）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 8名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
4番 浅 野 敬 司 君	3番 山 崎 明 君
5番 吉 田 和 嗣 君	4番 小 見 川 清 君
6番 島 田 辰 男 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
8番 横 張 清 彦 君	6番 福 岡 み つ 子 君
9番 青 山 和 泉 君	7番 諏 訪 原 早 苗 君
10番 山 崎 久 司 君	8番 野 口 裕 司 君
	9番 栗 山 繁 君
	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 3番 柳生利幸 君 7番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明の発行について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と  
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の  
決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に  
ついて

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に  
ついて

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 現況確認証明の発行について（転用事実証明）

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、9番青山和泉委員・1番藤平清子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日7月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、3筆、面積合計が16a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から西北西へ約150mから200mに位置しております。作付予定作物はレンコンです。なお、3筆の内2筆の利用権設定は合意解約済であります。

整理番号2番、申請日7月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は、〇〇から東南東へ約1.8kmに位置しています。作付予定作物は植木で、現在も作業を委託している方に引続きお願いすることです。譲渡人が高齢となり、管理が難しくなったことから、農地取得要件のある稲敷市在住の親類へ無償贈与するものです。譲受人の自宅から申請地までの距離は約3km。車で約5分です。農機具、農業用施設等の保有状況は、トラクター、管理機、田植機、軽自動車各1台。60㎡の倉庫1棟です。耕作面積は、稲敷市の耕作証明記載の数値になります。

以上2件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を6番島田辰男委員、お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。いずれもレンコン田であり、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします

6番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。また、譲受人の自宅へ伺い、機械確認も行いました。本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### <議案第2号 農地法第4条の規定による許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題と致します。  
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

今回は、1件の申請がありました。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日7月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が1aです。計画内容は、既存営業所の駐車場を確保するため、敷地拡張を行う、宅地拡張、貸駐車場です。申請地は〇〇から北東へ約450mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。自己所有地の宅地に隣接する農地で、既存施設の二分の一を超えない拡張により整備するもので、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は、既存営業所の駐車場として3台分を確保し、造成計画については砕石敷き均し、雨水は自然流下となります。

この転用により、自己所有の農地への接道がなくなりますが、農地に隣接する会社所有地の一部を進入路として整備し、営農への支障が無いよう配慮する計画です。この会社所有地は、雑種地で重機置場として既に利用されております。

簡単ですが以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、何度か指導をしていた場所ですが、実行され、管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### <議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日7月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が19aです。計画内容は資材置場、契約内容は貸借権、令和3年11月9日迄です。申請地は〇〇から北東へ約450mに位置しており、農振農用地区域内の農地です。本件に関しまして、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであること。また、事業完了後には現況に復元することを条件として、差し支えない旨、町の農業振興課の意見

書の添付もあり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認していますので、不許可の例外に該当するものです。

計画内容は、新規工事、福田地内の配水管布設工事受注に伴う一時的な資材置場及び重機やトラックなどの置場として、車両転回スペースを確保し、仮設トイレも設置しません。造成計画は現状のまま利用し、一部に敷き鉄板やポリプロピレン織布系土木安定シートを設置します。雨水は自然流下とし、資金は自己資金で賄います。

整理番号2番、申請日7月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。計画内容は自己用住宅、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は〇〇から南東へ約750m、〇〇から南西に約950mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造二階建て。造成計画は、現状のまま利用。周囲は緩衝地を設け、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透樹を設置、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都計法第29条許可申請済であり、文化財保護法の届出により、周知の埋蔵文化財包蔵地内、本屋敷遺跡であるので、8月31日に試掘調査を町教育委員会で実施することとしています。なお、申請地内には既存の物置が2棟存在し、農業用として利用していましたが、取り壊さずに居住用に用途を変更して活用したいとの事があります。

以上2件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課及び町教育委員会との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、整理番号2番を1番藤平清子委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は一部が家庭菜園程度の利用で、残りは休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。

よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

会長： 整理番号1番は農振農用地ですが、公共事業の一時転用なので問題なしでしょうか。

事務局： 一時的な利用に供するもので、用地選定の任意性、他の土地での代替可能性がないか、又はこれを要求することが不相当と認められる場合であって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであるもので、問題ありません。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

今回は、3件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日7月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、1筆、面積は3aです。

整理番号2番、申請日7月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、2筆、面積合計は19aです。

整理番号3番、申請日7月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は田、2筆、面積合計は12aです。

これら3件につきましては、〇〇から南東に約800mに位置しており、整理番号1番と2番、2番と3番が隣接し、一体となっています。いずれも国土地理院の航空写真から、非農地になって20年以上が経過し、かつ違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

簡単ですが、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から3番を1番藤平清子委員お願いたします。

1番： 整理番号1番から3番について報告します。現地確認の結果、いずれの願出地においても、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

会長： 担当地区の推進委員、特に問題はないでしょうか。

推8番： 問題ないですね。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明の発行について>

議長： 続いて、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明の発行についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明の発行について

今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですが、一部訂正をお願いします。〇〇字〇〇の6筆につきましては、太陽光事業に転用、地上権設定令和2年9月28日許可されているため削除願います。

相続税納税猶予制度につきましては、別添の農林水産省ホームページの引用資料をご参照ください。両面印刷の1枚目裏表が主なものになります。

特例適用農地は、田17筆232a。畑18筆165a。合計35筆397aになります。このうち、特定貸付に該当する筆が5筆、田90aありますので、耕作面積は307aになります。特定貸付とは、利用権設定等促進事業農地利用集積計画にあたり

ます。

申請内容を精査し、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認しています。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告を、今回は、事務局お願いします。  
事務局： 現地調査につきましては、願出人の自宅にて機械確認と本人へ直接聞き取りを行いました。利用権設定している農地以外の農地について、兼業となりますが夫の協力を得ながら引続き耕作を続ける旨の意思表示がありました。

調査後に農地基本台帳と照合し、現況不存在1筆、荒廃農地A分類3筆、B分類3筆があり、航空写真により、B分類については、再生利用が困難と見込まれるもので、その他、不存在以外の対象地は耕作の目的に供することが可能な土地であります。不存在とは、登記簿上はありますが、地図上に現れない土地です。

これらを踏まえて、改めて願出人に対し内容を確認した後、適格証明の発行については、妥当と判断いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
会長： 今回、申請人の親が亡くなり、相続により相続税が発生するのではないかと願出ていますが、納税猶予を設定すると、20年間、農地として耕作するという縛りが出てきます。そうでないと、遡って税金を支払うこととなります。

9番： 5年ごとに税務署より調査も入るので、税額を確定させてからの判断の方が良いと思います。

会長： この面積を20年間維持するのは大変ですね。

8番： 良く確認してからの方がいいですね。

議長： 他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。

これより議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって、願出人に対し、改めて内容を確認後、相続税の納税猶予に関する適格証明を発行することを決定いたします。

#### <議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番から4番、地目は田で2筆、19a、地目は畑で3筆、60a、面積合計79a、貸し手6名、借り手4名、賃貸借1件、使用貸借3件、新規設定1件、再設定3件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>**

議長： 続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から2番、2件、2筆、面積合計31a、貸し手2名、借り手1者です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

**<報告事項>**

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は9件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号現況確認証明の発行について（転用事実証明）、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

#### <その他>

事務局： その他（事務連絡）

##### ①活動報告

7月14日（水） 農地集積・集約大会（小美玉市）

7月15日（木） ジャガイモ収穫体験

##### ②今後の予定

土壌風食防止用の麦種子申込 8月31日（火）まで

##### ③現地調査及び総会の予定

9月現地調査 9月 9日（木） 当番農委 2番小泉治久委員

当番農委 3番柳生利幸委員

9月定例総会 9月10日（金） 午後1時30分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時30分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印